

# 令和6年度 第1回 川崎地区学校運営支援協議会

期日：令和6年6月10日（月）

時間：14：30～15：30

場所：一関市立川崎中学校

## 次 第

司会：事務局校 副校長

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 会場校校長あいさつ
- 4 出席者紹介（自己紹介）
- 5 会長・副会長の選出
- 6 議事（議長：会長）
  - (1) 川崎地区学校運営支援協議会年間計画について
  - (2) 令和6年度学校経営の基本方針について
    - ① 川崎小学校
    - ② 川崎中学校
  - (3) その他
- 7 情報交換
- 8 その他
- 9 閉 会

令和6年度 学校運営支援協議会委員 名簿

番号	氏名	役職等	備考
1	三浦 忠二		
2	千葉 博		
3	内田 正好		
4	小野寺 誠一		
5	小野寺 君子		
6	吉田 富美恵		
7	千葉 敏恵		
8	千葉 勝雄		
9	小野 幹雄		
10	千田 浩一		
11	金 今 壽 信		
12	小野 峻 裕		
13	伊藤 善 信		
14	菅原 秀文	一関市立川崎小学校 校長	校長
15	眞島 繁明	一関市立川崎中学校 校長	校長

【事務局】

事務局長	高木 由子	中学校 副校長	
事務局次長	佐藤 伸子	小学校 副校長	
事務局員	村上 勝博	中学校 教務主任	
事務局員	中山 篤	中学校 生徒指導主事	
事務局員	金野 友彦	小学校 教務主任	
事務局員	阿部 憲	小学校 生徒指導主事	

◎ 学校運営支援協議会 (CS) について

5 会長・副会長の選出

会長	
副会長	

6 議事

(1) 川崎地区学校運営支援協議会年間計画について

	日時	会場	主な内容
第1回	6月10日(月) 14:30~	川崎中学校	基本方針等の承認
第2回	11月18日(月) 14:00~	川崎小学校	授業参観《14:00~》 会議:活動の報告等《14:40~》
第3回	2月10日(月) 14:50~	川崎中学校	授業参観《14:50~》 会議:学校運営に関する評価《15:30~》

\* 第2, 3回の授業参観はご自由にご参観ください

(2) 令和6年度学校経営の基本方針について

① 川崎小学校

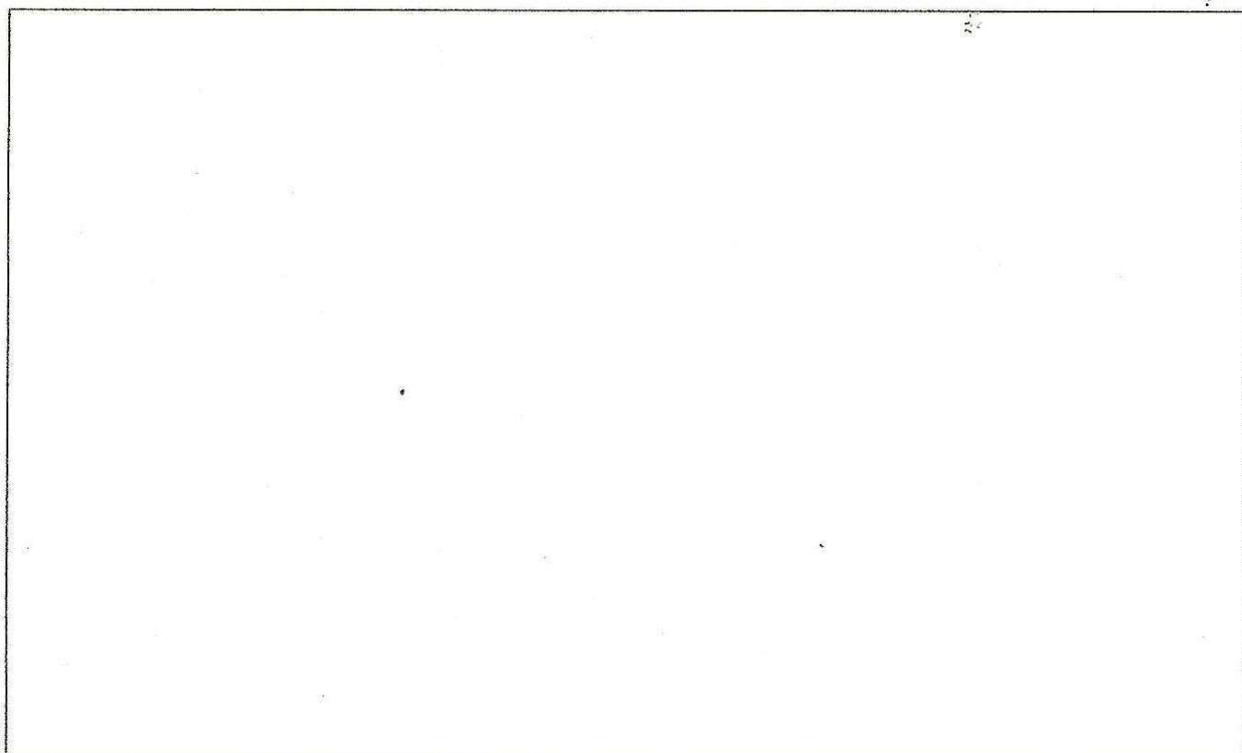
--

② 川崎中学校

--

(3) その他

7 情報交換



8 その他

## 一関市学校運営支援協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会(以下「協議会」という。)と称する。

### (協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校(一関市立学校条例(平成17年一関市条例第69号)第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。)及び地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

### (設置)

- 第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。
  - 3 協議会は、当該協議会を置いた学校又は地域の名称を冠するものとする。

### (委員の任命)

- 第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- (1) 当該協議会を置いた学校(以下「対象学校」という。)の所在する地域の住民
  - (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
  - (3) 対象学校の校長
  - (4) 対象学校の教職員
  - (5) 学識経験者
  - (6) 関係行政機関の職員
  - (7) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。
  - 3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

### (任期)

- 第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

### (守秘義務等)

- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
    - (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
    - (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
    - (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

### (委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- 2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。
  - (1) 前条の規定に違反したとき。
  - (2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

- 第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

- 第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。
- 2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

- 第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。
- 2 協議会は、法第47条の5第7項の規定により対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。
    - (1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。
    - (2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。
    - (3) 特定の個人に関するものでないこと。
    - (4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

- 第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

- 第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。
- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

- 第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

- 第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 学級編成並びに児童数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	ほほえみ	かがやき	計
男	10	6	11	7	13	11	3	3	64
女	7	9	10	8	9	11	3	2	59
計	17	15	21	15	22	22	6	5	123

## 教職員一覧

職名	氏名	担任等	職名	氏名	担任等
1 校長	菅原秀文		10 教諭	小松国恵	ほほえみ
2 副校長	佐藤伸子	総務	11 教諭	杉山千恵	かがやき
3 教諭	金野友彦	教務主任	12 養護教諭	須藤智織	保健
4 教諭	小島まつみ	1年	13 主事	渡邊凱斗	事務部全般
5 教諭	高橋美生	2年	14 主任用務員	小野寺政博	用務全般
6 教諭	阿部憲	3年	15 学校サポーター	曾根令奈	
7 教諭	宮澤綾子	4年	16 読書普及員	菊池由香	
8 教諭	小岩千佳子	5年			
9 教諭	奥野沙彩	6年			

## PTA組織

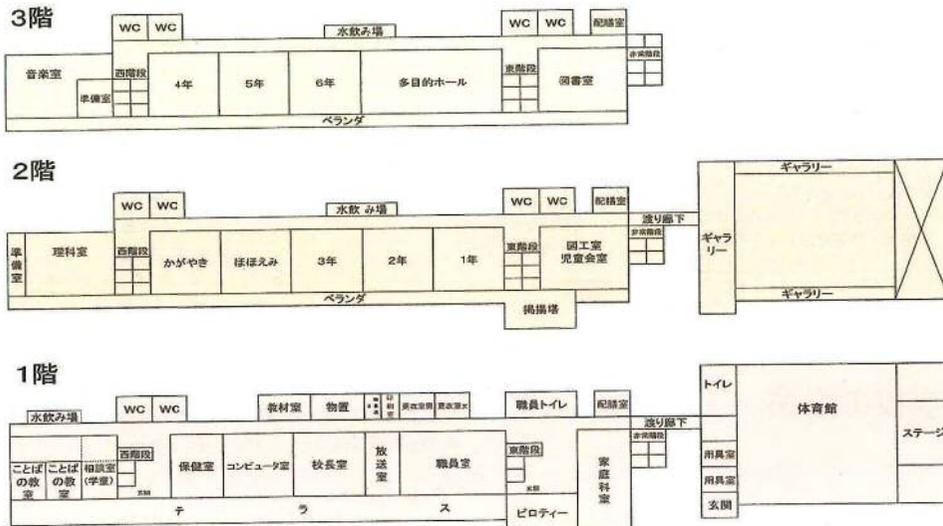
役職	氏名
会長	
副会長	
副会長	
監事	
監事	
会員数 99名 (P85 T14)	



# 学校要覧



## 教室等配置図



### 校歌

作詞 内田正好  
作曲 松岡洋一

一 石蔵山に 三島山  
北上川は 悠悠と  
豊かな自然に 育まれ  
元気に生きる 私たち  
川崎小学校

二 文化の香り 満ちわたり  
輝く偉人 先人の  
気高い心を 受け継いで  
賢く学ぶ 私たち  
川崎小学校

三 河崎の柵 蒸気船  
郷土の歴史 誇りつつ  
今日も優しく 助け合い  
未来を築く 私たち  
川崎小学校

## 一関市立 川崎小学校

岩手県一関市川崎町薄衣字泉台50  
電話 (0191) 43-3113  
FAX (0191) 43-3398  
E-mail:kawasakisho@city.ichinoseki.iwate.jp

# 川崎小学校まなびフェスト



# 復興教育



# 主な学校行事

- 4月 入学式・授業参観・PTA総会
- 5月 運動会・体力テスト
- 6月 生活科見学・プール開き  
一関地方陸上競技大会
- 7月 個別面談・終業式
- 8月 始業式・夏休み作品展
- 9月 修学旅行・宿泊学習  
みんなの参観日
- 10月 学習発表会
- 11月 校内マラソン大会  
一関地方音楽発表会  
図書館まつり
- 12月 個別面談・終業式
- 1月 始業式
- 2月 一日入学・授業参観  
6年生を送る会
- 3月 修了式・卒業式・離任式

# 日程表

登校・準備	～	8:15
朝活	8:15	～ 8:25
朝の会	8:25	～ 8:40
1校時	8:40	～ 9:25
2校時	9:30	～ 10:15
泉タイム・休み	10:15	～ 10:30
3校時	10:35	～ 11:20
4校時	11:25	～ 12:10
給食	12:10	～ 12:55
昼休み	12:55	～ 13:25
清掃	13:30	～ 13:45
清級タイム	13:50	～ 14:00
5校時	14:00	～ 14:45
(帰りの会)	(14:45	～ 14:55)
6校時	14:50	～ 15:35
帰りの会	15:35	～ 15:45

**放課後活動**  
(児童会・委員会活動等)  
下校 16:05

# 学校の沿革

- 平成25.4 一関市立薄衣小学校・一関市立門崎小学校統合により一関市立川崎小学校設立(旧薄衣小学校校舎使用)
- 平成26.4 復興教育推進校として県から指定を受ける
- 平成28.4 市から2年間の研究指定を受ける
- 平成29.10 学校公開研究会(算数)開催
- 令和 4.3 校庭遊具改修工事
- 令和 5.3 防火シャッター・プール改修工事
- 明治 5. 公立薄衣小学校(東安寺を使用)
- 明治 6. 公立門崎小学校(常堅寺を使用)
- 平成25.3 一関市立薄衣小学校閉校
- 平成25.3 一関市立門崎小学校閉校

# 令和6年度 一関市立川崎中学校 まなびフェスト

## 学校教育目標

豊かな心と進んで学ぶ心を持ち、  
明るく逞しく生きる生徒の育成

よく学びとる生徒（知） よく思いやる生徒（徳） よく鍛えみがく生徒（体）

～川中合い言葉～ **（か）** 賢く **（わ）** 和・輪を大切に **（さ）** 最高を目指す **（き）** 規律ある楽しい学校

## 学校経営基本方針

「誰一人取り残さない」「みんな違って みんないい」を目指す川崎中

### よく学びとる生徒（知）

- (1) 習熟と活用のバランスに配慮した「わかる授業」生徒の活り感や特性に応じた「個別の指導」
- ① 資質・能力の向上に向けた授業時間の確保と授業展開の工夫（内容的動機づけ、積極的な学び、振り返り等）
- ② 個別最適な学び（指導の個別化・学習の個性化）の工夫
- ③ 家庭学習と宿題の工夫と継続
- ④ 各種調査等の分析と活用
- \* 「積極的に授業に取り組み」  
目標85%以上
- \* 「授業が分かる」  
目標85%以上
- \* 「積極的に発言」  
目標80%以上
- \* 「家庭学習（1日60分以上）の充実」  
目標75%以上
- (2) 読書活動の推進
- ① 全校テーママスタ書（年3回、各学期テーマ書）の読書  
② 読書記録（各学期2冊、各長期休業1冊・年間8冊以上）  
\* 「学期に2冊以上読書をしている」  
目標80%以上

### 本校の重点取組

### よく思いやる生徒（徳）

- (1) 個々の違いを認め、尊重する思いやりのある生活
- ① 明るい挨拶と温かい言葉づかいの徹底
- ② いじめ撲滅集会、いじめ撲滅宣言
- ③ 縦割り班による活動（清掃、話し合い活動等）
- ④ 自己の考えを発信し、他者の考えを尊重する「道徳」の時間の充実
- \* 「明るい挨拶と温かい言葉」  
目標90%以上
- \* 「いじめのない学校づくりを意識した生活」  
目標85%以上
- (2) 生徒会活動等への積極的参加促進
- ① 「挨拶、清掃、時間、合唱」の向上
- ② 自主的なボランティア、地域行事への参加
- \* 「活動に積極的に取り組んでいる」  
目標85%以上

### 家庭連携

- 子どもの話を聞く時間や会話の時間を意識的につくる。
- 家庭学習への声かけを行う。
- 読書に親しむように働きかける。

### 地域連携



- 地域との連携・協力をいただきながら、以下に取り組みます。（地域を知り、地域で学び、地域に貢献できる生徒の育成）
- ノーメディアdayの取組
- 読書活動の推進
- 登下校、街頭指導等の見守り
- 地域行事への協力
- 学校運営支援協議会の充実
- 地域部活動・地域クラブ活動

### よく鍛えみがく生徒（体）

- (1) 規則正しい生活習慣、健康意識の確立
- ① 計画的な家庭生活（学習時間と質の向上）
- ② テレビ、ゲーム、スマホ等のルールを守る（意識する）
- ③ 健康教育の充実（食育、薬物乱用防止教室等）
- \* 「早寝、早起き、朝ご飯など規則正しい生活」  
目標90%以上
- \* 「テレビ、ゲーム、スマホ等のルールを守る」  
目標85%以上
- (2) キャリア教育・いわての復興教育の充実
- ① 進路学習、職場体験学習
- ② 防災学習
- \* 「自分の将来について考えたことがある」  
目標80%以上
- \* 「災害について知り、身を守る方法を考える」  
目標90%以上
- ③ キャリア教育の土台である「時を守り」「場を清め」「礼を正す」の啓発と徹底・継続

- 「早寝、早起き、朝ご飯」で登校を促す。
- メディアの使い方、家庭でのルール作りで見守りや声かけをする。



令和6年度



# 学 校 要 覧

## 川崎中学校校歌

江間 幸子 作詞  
鈴木 林蔵 作曲

- 一 われらの ころに  
大いなる 北上のながれ  
たのしく 手をとりあい  
学ぶ われらに  
きょうも 力強く  
よびかける
- ※ ああ 美しい  
われらの 学舎  
川崎川崎 われらの母校  
川崎川崎 いつまでも
- 二 われらが 感込に  
朝夕に みる石蔵山  
のばせよ おのが個性  
学ぶ われらに  
まなうも 父母のまこと  
よびかける
- ※
- 三 われらの ゆくては  
美しい 世手の園に  
平和と 努力の園に  
学ぶ われらに  
まなうも 風と陽が  
よびかける

## 一関市立 川崎 中学校

〒029-0202 岩手県一関市川崎町薄衣字上段1番地  
TEL (0191) 43-3115・FAX (0191) 43-3608

## 1. 本校の沿革

昭和22. 4. 1	薄衣村薄衣中学校、門崎村門崎中学校開校	平成 3.10.16	文部科学省指定武道指導推進校学校公開
31.10. 1	両村合併により川崎村立薄衣中学校、川崎村立門崎中学校と改称	4.11. 7	川崎中学校創立30周年記念式典挙行
37. 4. 1	両中学校を統合し、川崎村立川崎中学校と改称	4.12.21	大規模工事（体育館床張替、コンピュータ室）完成
40. 4. 1	新校舎落成・移転	8. 3.25	屋外運動場整備工事完了
40.12.15	屋内体育館竣工落成	8.11. 1	文部科学省指定道徳教育推進校道徳教育研究発表会
41. 2. 1	校歌制定	13.10.30	学校公開研究会「総合的な学習の時間」
41.10.30	新校舎落成式挙行	14.10.25	川崎中学校創立40周年記念式典挙行
42. 2.14	県教委指定安全教育指定校学校公開	17. 2.10	ジョイントスクール研究発表
43. 9.10	技術棟工事落成	17. 9.20	両磐地域合併により一関市立川崎中学校と改称
44. 8. 2	県道徳教育研究会 学校公開	21. 4.23	県内初沖縄学習旅行（2泊3日）
45. 8.10	校舎に川崎村学校給食センター設置	23.11. 9	新校舎落成
47. 1.25	郡理科協力校として学校公開	24. 3. 9	新体育館落成
49. 5. 1	校舎無人化開始	24.11.10	校舎・屋内運動場落成式・川崎中学校創立50周年記念事業開催
56. 3.10	校舎改修工事・校舎屋根の設置	26. 1.23	テニスコート完成
58. 4.14	校庭拡張（テニスコート新設）	27.11. 6	一関市教育委員会指定校学校公開研究会（教育課程一般）
58.11.29	柔道場落成	令和 4.11.12	川崎中学校創立60周年記念式典挙行
62. 9. 9	プール落成・式典	5. 4.23	読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰

## 2. 学区の概要

本校の学区川崎町は、昭和31年9月薄衣村と門崎村が合併し川崎村となり、更に平成17年9月、一関市、花泉町、千厩町、大東町、東山町、室根村、平成23年9月に藤沢町と合併してできた新一関市の中央南部の町である。川崎地域の人口は3,324人（市内人口の3.0%）、世帯数は1,129戸である（令和2年現在）。

県内内陸の温暖な気候の地で、北上川に千厩川と砂鉄川の二つの川が合流する地点であり、肥沃な平坦地と、北上山系南部の波状丘陵山間地帯である。古くから東磐井地方の西の玄関として栄え、車社会の現在も国道284号線が東西に走り、一日1万台の車が通行する交通の要衝となっている。

産業は、温暖な気候を生かした農業が基幹産業であり、水稲、畜産、野菜、果樹を組み合わせた複合経営が発展、経営の多角化が進んでいる。また、林業は杉、赤松などの優良材生産を目指している。一関・千厩に近い状況から都市化が進み、第一次産業就業者が減少の一途をたどり、第二・三次産業就業者が増加している。近年、洪水対策として、北上川、千厩川、砂鉄川の治水事業が進み、新北上大橋の完成や関連する道路整備など町の様相は大きく変わってきている。

地域の教育に関する関心は高く、年少人口減少、高齢人口増大の著しい今日、生涯学習推進のために、心の豊かさを育む教育文化推進が図られている。



## 3. 学校教育目標

「豊かな心と進んで学ぶ心を持ち、明るく逞しく生きる生徒の育成」

【校標「覇気・礼節・躍進」】

目指す生徒像	
よく学びとる生徒（知）	か 賢く
よく思いやる生徒（徳）	わ 和・輪を大切に
よく鍛えみがく生徒（体）	さ 最高を目指す
	き 規律ある楽しい学校



## 4. 本年度の学校経営の基本方針

「誰一人取り残さない」

⇒ 生徒は、誰もがかけがえのない一人であり、日々の延長線上にその生徒の未来が繋がっている

「みんなちがって みんないい」

⇒ 生徒は、誰もが素晴らしい個性をもっており、それらの違いを認め、尊重し、成長していく

「全職員が教育公務員としての自覚のもと、相互の信頼と協調を基盤に、教育への熱意と責任をもち、家庭や地域の信頼と協力を得ながら、上記の学校教育目標と学校経営基本方針の具現化に努める」

### (1) 目指す学校像

- ① 豊かな学校：居場所づくりと自尊感情「自己存在感」「自己肯定感」「自己有用感」を育む学校
- ② 創意ある学校：「資質・能力」「感性や思いやり」を育む学校
- ③ 爽やかで美しい学校：「時間」「挨拶」「清掃」「感謝」を育む学校

### (2) 目指す教職員像

- ① 生徒に愛情を注ぎ、豊かな心の育成に全力を尽くす教職員
- ② 教職員としての研鑽に励み、公教育に携わる使命感、責任感を携えた信頼される教職員
- ③ キャリア教育の土台である「時を守り」「場を清め」「礼を正す」を徹底・継続する教職員

## 5. 本年度の重点取組

- (1) 「確かな資質・能力の育成」と「指導・学習の個別化」
  - ① 習熟と活用のバランスに配慮した「わかる授業」と困り感や学習意欲に沿った「個別の指導」
  - ② 学習サポートやTTの活用
  - ③ 職員研修の推進
- (2) 読書活動の推進
  - ① 朝読書の充実
  - ② 川崎図書館の活用と連携
- (3) 豊かな心の育成
  - ① 道徳教育の充実
  - ② 「道徳」の授業の充実
  - ③ 生徒会活動・ボランティア活動への積極的参加促進
  - ④ 文化的行事の充実
- (4) 健やかな心身の育成
  - ① 体力・運動能力の向上
  - ② 規則正しい生活習慣の確立
  - ③ 健康教育の充実
  - ④ ルールとマナーの徹底
- (5) 特別支援教育の充実
  - ① 生徒の共通理解ときめ細やかな支援
  - ② 適切な指導と指導計画の定期的な見直し
- (6) 積極的な生徒指導の推進
  - ① 正義と思いやりある学校生活の基盤作り
  - ② 危機管理上の徹底
  - ③ いじめ問題・不登校対策への適切な対応
- (7) 学校教育全体を通して行うキャリア教育の充実
  - ① 自立して生きるために必要な力の育成
  - ② 主体的に人生設計を立て、将来の夢や進路を選択し決定できる能力の育成
- (8) いわての復興教育の充実
  - ① 教育的価値「いきる・かかわる・そなえる」を基にした取り組みの実施
  - ② 地域と連携した防災教育の実施
- (9) 家庭・地域・小学校等との連携の推進
  - ① まなびフェスの共有と協働による生徒の健全育成
  - ② 情報の積極的な発信
  - ③ 地域の教育資源や人材の活用
- (10) 働き方改革の推進
  - ① 継続的な業務内容の見直し
  - ② 時間の有効活用

